監　査　報　告　書

令和８年 ６月 12 日

学校法人みえ大橋学園
　理 事 会　御　中
　評議員会　御　中

学校法人みえ大橋学園

監　事　　清水　俊行

監　事　　加藤　美穂子

私たちは、私立学校法第５２条第１号及び学校法人みえ大橋学園寄附行為第３２条の規定に基づき、学校法人みえ大橋学園の令和７年度（令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで）の業務又は財産の状況並びに理事の職務の執行状況について監査を行った。

私たちは監査に当たり、理事会、評議員会に出席するほか、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、法人本部、法人設置各校の定期的な往査や、会計監査人と連携し計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人みえ大橋学園の業務若しくは財産の状況または理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認める。

以上